

2025年3月

お客さま各位

新潟県信用組合

でんさいサービス利用規定／インターネットでんさいサービス利用規定の改正について

平素は、新潟県信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび当組合では、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、普通預金口座のでんさいサービス債務者利用を開始いたします。

これに伴い、でんさいサービス利用規定／インターネットでんさいサービス利用規定を改正しますのでお知らせいたします。

記

1. 改正する規定

でんさいサービス利用規定／インターネットでんさいサービス利用規定

2. 改正日

2025年4月1日（火）

3. 改正内容

改正後	改正前
第3条（利用可能な預金科目） 利用者は、利用申込書により利用者名義の普通預金または当座預金を決済口座に指定するものとします。 <u>（削除）</u> <以下略>	第3条（利用可能な預金科目） 利用者は、利用申込書により利用者名義の普通預金または当座預金を決済口座に指定するものとします。 <u>ただし、利用者が債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結しない場合は、当組合が特に認めない限り、当座預金を決済口座に指定しなければならないものとします。（削除）</u> <以下略>



新潟県信用組合